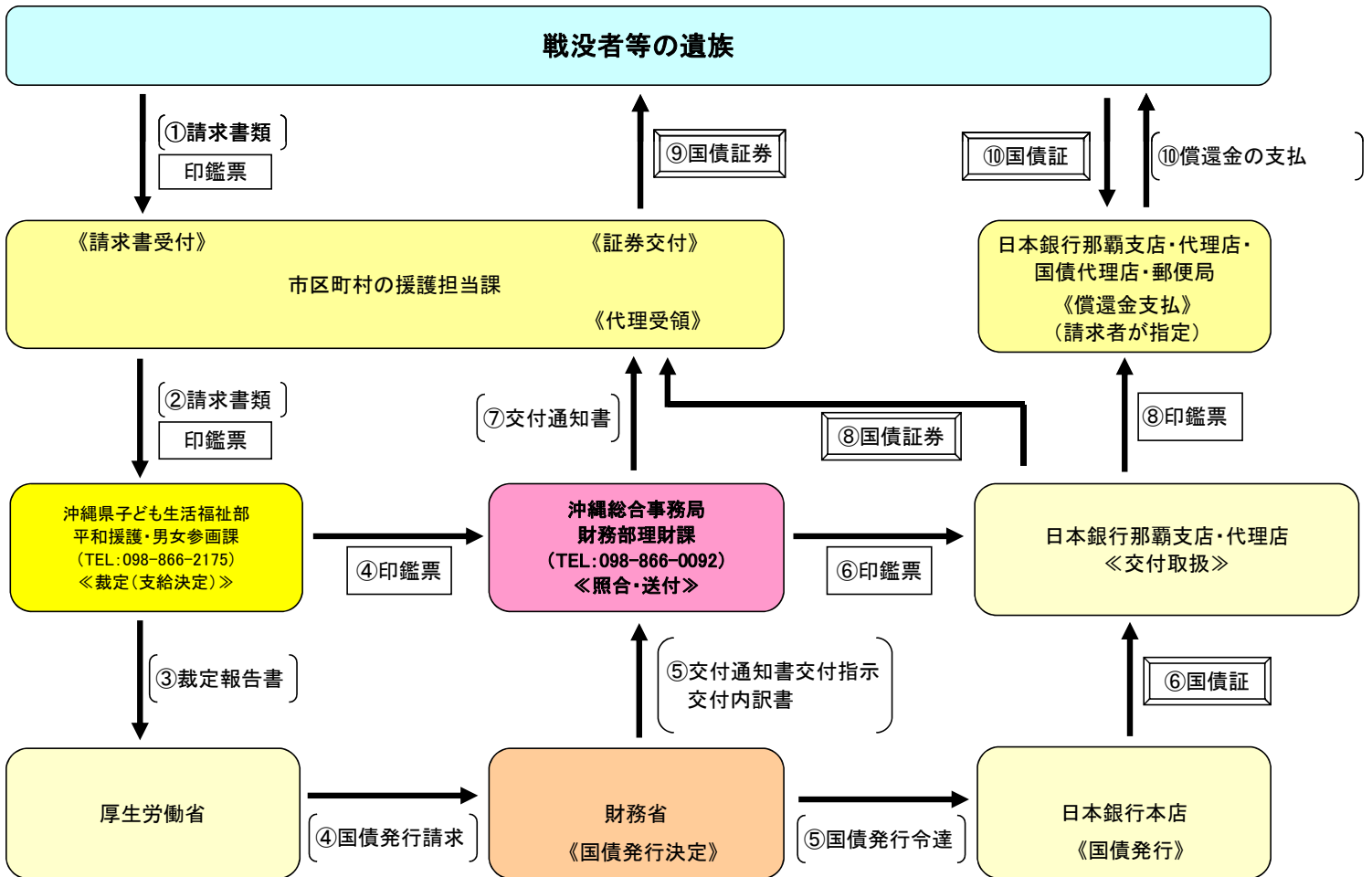


戦没者等の遺族に対する特別弔慰金及び特別給付金等に代えて交付される国庫債券の概要

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金及び特別給付金等に代えて交付される国庫債券とは、先の大戦で物的、精神的損失等を受けた戦没者等の遺族や強制引揚げを余儀なくされた引揚者等に対して、国が金銭の給付に代えて交付するために発行する国庫債券です。

これらの国庫債券をお持ちの方で、償還金の受取り方や国債の紛失、相続等の手続きについて、ご不明な点があれば、沖縄総合事務局財務部理財課及び財務局・財務事務所、又は国債の裏面に記載の償還金支払場所（日本銀行本店・支店・代理店・国債代理店・郵便局）にお問い合わせいただくほか、[こちらを御覧ください](#)（財務省HP「国債Q&A（戦没者等の遺族等に対して発行される記名国債）」にリンク）

国庫債券の発行交付・償還手続の概要



(注) ○内の数字は、事務の順序を示しています。